

マイナンバーカードと保険証の一体化（保険証の廃止）に関する 特定医療費（指定難病）の提出書類の変更について

令和6年12月から、従来の紙媒体の保険証の発行が廃止され、マイナンバーカードと保険証の一体化が実施されることとなります。それに伴い、特定医療費（指定難病）の提出書類が下記の通り変更となります。

●令和6年度 提出をお願いする書類（チェックリスト）※黄色A4用紙

③ 健康保険被保険者証（コピー） → 医療保険資格情報の確認書類（コピー）

受給者が加入する 医療保険の種類	提出が必要な方	必要な書類
国民健康保険	▼ 以下の <u>両方</u> が必要です。	<u>提出が必要な方</u> 全員分について、下記のいずれか1点が必要です。 ☐ 資格情報のお知らせ（保険者から交付されたもの） ☐ 資格確認書（保険者から交付されたもの） ☐ 資格情報画面（マイナポータルから印刷したもの） ☐ 健康保険被保険者証
国民健康 保険組合	☐ 受給者本人分 ☐ <u>住民票上の世帯員のうち、 受給者と同じ医療保険に加入している方全員分(中学生以下も含む)</u>	
後期高齢者 医療制度		
被用者保険 (全国健康 保険協会、 健康保険組合、 共済組合 等)	☐ 受給者本人分 ▼ 受給者本人の保険証に被保険者氏名が記載されていない場合、以下も必要です。 ☐ 被保険者分	